



■玄海町 浜野浦の棚田

今月の記事

C O N T E N T S

●日本年金機構

•平成27年1月1日佐賀事務センターは廃止され、福岡広域事務センターとなります…………… 2

•年金委員・健康保険委員の皆様へ

『年金委員・健康保険委員研修会』のお知らせ…………… 3

●全国健康保険協会 佐賀支部

•加入者・事業主の皆様へ 「住所変更届」提出のお願い…………… 4~5

●佐賀県社会保険協会

•平成26年度 社会保険事務講習会のご案内…………… 6

•皆様の職場へ講師を派遣いたします！…………… 7

•年金相談窓口開設等のご案内…………… 8

•「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」が発行されます…………… 8

職場内で回覧しましょう

平成27年1月1日 佐賀事務センターは廃止され 福岡広域事務センターとなります

日本年金機構における各種届書の審査・入力・決定事務等は現在、各都道府県事務センターで行っています。

この度、一層の事務の効率化及び標準化を進めるため、福岡事務センターと佐賀事務センターを統合して、平成27年1月1日から福岡広域事務センターとなります。

新名称・新所在地

名称 **日本年金機構 福岡広域事務センター**

所在地

〒812-0011 福岡市博多区博多駅前2丁目10-19
福岡ファッションビル2階

統合日

平成27年1月1日

福岡広域事務センター新設に伴う届書の送付について

現在、佐賀事務センターへ送付いただいている各種届書については、**平成27年1月1日以降は福岡広域事務センターへ送付して下さい。**

※福岡広域事務センターは現在の事務センターと同じく郵送のみの受付となります。なお、届書作成や制度についてのご相談等は管轄の年金事務所へお問い合わせください。

※電子申請(e-Gov)を利用した届書については、提出先の変更はありません。
(現行と同様に、〇〇年金事務所(佐賀事務センター)を選択してください。)

届書は事務センターへ直接郵送をお願いします

お客様からご提出いただいた届書の事務処理は、事務センターで一括して行っており、年金事務所へご提出いただいた届書についても、事務センターへ回送して処理を行っています。

そのため、事務センターへ直接郵送していただくと、年金事務所へ提出していただくより早く処理を行うことができます。



送付先 (平成26年12月末日まで)

〒840-0816

佐賀市駅南本町6-4 佐賀中央第一生命ビル 5F

日本年金機構 佐賀事務センター



※平成27年1月1日以降は福岡広域事務センターへ送付してください。

『年金委員・健康保険委員研修会』のお知らせ

年金委員は、会社や地域において、厚生年金保険や国民年金の啓発、相談、助言などを行う民間の協力員です。佐賀では職域型、地域型を含め1,642名の方が厚生労働大臣から委嘱されて活動しています。

今年度は、年金委員・健康保険委員を対象に県内の各年金事務所主催で、次のとおり研修会を開催します。

なお、各会場の受付は、研修会開始30分前から行います。

職域型

■佐賀年金事務所管内 TEL0952-31-4191

- ①平成26年10月28日(火) 13:30～15:30 サンメッセ鳥栖〔大会議室2〕
- ②平成26年11月5日(水) 9:30～11:30 アバンセ;佐賀県立生涯学習センター〔第1研修室〕
- ③平成26年11月26日(水) 9:30～11:30 アバンセ;佐賀県立生涯学習センター〔第1研修室〕
- ④平成26年11月27日(木) 9:30～11:30 アバンセ;佐賀県立生涯学習センター〔第1研修室〕

■唐津年金事務所管内 TEL0955-72-5161

- ①平成26年11月12日(水) 14:00～16:00 伊万里市民センター〔ふれあいプラザ・文化ギャラリー〕
- ②平成26年11月14日(金) 14:00～16:00 唐津市文化体育館〔文化ホール〕

■武雄年金事務所管内 TEL0954-23-0121

- ①平成26年11月26日(水) 13:30～16:00 武雄市文化会館〔小ホール〕

地域型

■佐賀年金事務所 TEL0952-31-4191

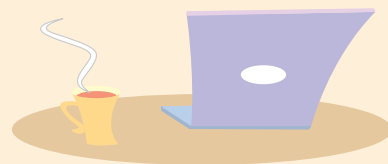
- ①平成26年11月18日(火) 9:30～11:30 アバンセ;佐賀県立生涯学習センター〔第5研修室〕
- ②平成26年11月19日(水) 13:30～15:30 唐津市民会館〔第一会議室〕
- ③平成26年11月20日(木) 13:30～15:30 武雄市文化会館〔中集会室〕

研修内容は、年金制度改正、事務手続きなどとなっています。

詳しい研修内容や年金委員制度に関するお問い合わせは、管轄の年金事務所までお願いします。

年金委員については、日本年金機構ホームページ(<http://www.nenkin.go.jp/sic/index.htm>)にも掲載されていますのでご参照ください。

なお、健康保険委員については全国健康保険協会ホームページ(<http://www.kyoukaikenpo.or.jp/>)に掲載されていますのでご参照ください。



加入者・事業主の皆様へ

「住所変更届」提出のお願い

受診券を平成27年4月にご自宅へお送りします

協会けんぽでは平成25年度より、加入者(ご本人)様の住所宛にご家族(被扶養者)様が特定健診を受診する際に必要な受診券をお送りしております。なお、転居等に伴う住所不明などの理由により、ご自宅にお送りすることができなかった受診券につきましては、事業主様宛にお送りして、加入者(ご本人)様等を通じ、ご家族(被扶養者)様のお手元に届けていただきました(平成26年度も同様)。平成27年度も加入者(ご本人)様の住所宛てにご家族(被扶養者)様の受診券をお送りしますので、**加入者(ご本人)様の住所が変更になった場合には、管轄の年金事務所に「健康保険・厚生年金保険被保険者住所変更届」を提出**いただきますようよろしくお願いいたします。

受診券送付対象の方 >>> 協会けんぽの被扶養者で40歳～74歳までの方です。

留意点

- >>> 住所変更のお手続きのタイミングによっては、変更後の住所が平成27年度の受診券に反映されない場合がありますのでご了承ください。
- >>> 平成27年度においても、宛て先不明等で加入者(ご本人)様の住所宛にお送りできなかった方の受診券については、事業主様宛にお送りすることになりますので、加入者(ご本人)様等を通じ、ご家族(被扶養者)様のお手元に届くようご協力をお願いします。

ご家族(被扶養者)様が受診券を受け取られた後は >>>

受診券の受け取り

4月上旬に協会けんぽから加入者(ご本人)様のご住所に、ご家族(被扶養者)様宛ての「受診券」が届くので受け取ります。

予約

ご家族(被扶養者)様ご自身が「健診実施機関(※)」に予約をします。
市町の集団健診でも受診できます。

受診

受診券と健康保険証を必ず持参してください。

結果通知

「健診実施機関」から結果が自宅に届きます。
※健診実施機関によっては、後日院内で結果の説明をされる場合があります。

※健診実施機関は、協会けんぽ佐賀支部のホームページにも掲載しています。



特定健診とは

検査内容	対象年齢	費用
<p>● 基本的な健診</p> <p>診察等・問診・身体計測・血圧測定・ 血中脂質検査・肝機能検査・ 血糖検査・尿検査</p>	<p>40歳～74歳の 被扶養者</p>	<p>500円※ (平成26年度の場合)</p>

※費用は年度ごとに変わります。
※他県で健診を受ける場合は、金額が異なる場合があります。

● 今年度の特定健診はお済みですか？ ●

ご家族(被扶養者)様にご周知願います！

今年度分につきましては、4月上旬に加入者(ご本人)様のご自宅にご家族(被扶養者)様向けの健診案内を送付済みです。

**まだ健診を利用されていないご家族(被扶養者)様が
おられましたら、この機会にぜひご利用ください。**

受診券を失くされた方は再交付いたします

再交付、特定健診に
についてのお問合せ先

TEL 0952-27-0615
協会けんぽ佐賀支部 保健グループ



10年、20年後も健康でいるために！

よく噛んで食べ過ぎ ないようにしましょう

ゆっくりとよく噛んで食べると満腹感を得られやすくなり、食べ過ぎを防げます。食事の量は腹八分目を心がけましょう。



お酒は適量にとどめましょう

お酒にはカロリーがあるうえ、適量(※)を超えると、肝機能が低下し、脂肪を溜め込みやすくなります。

(※)目安: 日本酒1合・ビール中瓶1本



メールマガジンで、最新のお知らせ・健康お役立ち情報などを無料でお届けしています。簡単に登録できますので、ぜひご登録をお願いします。

協会けんぽ 佐賀

検索





平成
26
年度

社会保険事務講習会のご案内

10月 老齢年金の 制度全般について

年金制度の内容や改正事項など、
老齢年金全般に関する講習を行います。

講師 ● 日本年金機構年金事務所職員

11月 新任担当者の ための適用事務 初級編

新規適用事業所及び新しく事務担当になられた方を
対象に、社会保険の適用の基礎をわかりやすく学びます。

講師 ● 社会保険労務士

地区	日程	会場	地区	日程	会場
鳥 栖	10月8日(水)	サンメッセ鳥栖 (鳥栖市本鳥栖町1819)	佐 賀	11月6日(木)	アバンセ (佐賀市天神3-2-11)
武 雄	10月9日(木)	武雄市文化会館 (武雄市武雄町武雄5538-1)	鳥 栖	11月7日(金)	サンメッセ鳥栖 (鳥栖市本鳥栖町1819)
唐 津	10月15日(水)	唐津市民会館 (唐津市西城内6-33)	武 雄	11月10日(月)	武雄市文化会館 (武雄市武雄町武雄5538-1)
佐 賀	10月16日(木)	アバンセ (佐賀市天神3-2-11)	唐 津	11月11日(火)	唐津市民会館 (唐津市西城内6-33)

実施時間(各会場共通) ▶ 13:20受付 ▶ 13:40開始 ▶ 16:00終了予定

募集定員 佐賀…**50名** 鳥栖・武雄・唐津…**30名**
(定員になり次第締め切りますので、締切後の申込者には3日以内にご連絡します。)
受講決定者の方には後日、案内のハガキをお送り致します。

対象者 社会保険事務担当者の方

参加費 **会員事業所は無料**
(但し、平成26年度社会保険協会費未納事業所は3,000円のご負担をお願いします)

申込方法 下記の参加申込書にご記入の上、**FAX**または**郵送**にてお申し込み下さい。

**お申込み
お問合せ**
一般財団法人 佐賀県社会保険協会
〒840-0816 佐賀市駅南本町6-4 佐賀中央第一生命ビル9階
TEL.0952-26-3171 FAX.0952-26-3377
主催/一般財団法人 佐賀県社会保険協会 共催/佐賀県社会保険委員会連合会



社会保険事務講習会 参加申込書

整理番号			☎ おわかりになる範囲で結構です。
参加希望 会場・日時	『老齢年金の制度全般について』		『新任担当者のための適用事務』
	会場：(鳥 栖 ・ 武 雄 ・ 唐 津 ・ 佐 賀) 日時：平成 年 月 日 ()		会場：(佐 賀 ・ 鳥 栖 ・ 武 雄 ・ 唐 津) 日時：平成 年 月 日 ()
参加者氏名			
事業所名			
事業所所在地	〒		
	TEL:		
分からない部分・知りたい内容などありましたら、お書きください。			

※申込書にご記入いただきました情報は、この事務講習会以外の目的には使用いたしません。

皆様の職場へ 講師を派遣いたします!

会員事業所は
無料です!



佐賀県社会保険協会では、職場で働く皆さまの健康管理と健康保持・増進のために「職場の健康づくり」をお手伝いします。また、従業員の方の年金に関する相談や退職前の方を対象に年金制度を中心とした社会保険全般の知識、充実したシニアライフをすごしていただくためのセミナー等を開催いたします。日時などは自由に設定できますので、皆様のスケジュールに合わせてご利用ください。

事業所内出張年金相談・セミナー

社会保険労務士などが皆さまの職場に出向いて、年金を中心とした社会保険制度の周知や退職後のライフプラン等についての講義及び相談などに応じます。

保健師による健康相談

保健師が直接、皆さまの職場までお伺いし、従業員の方々に健康相談を行います。生活習慣病の予防や個々人の健康について個別相談に応じます。日頃のちよつと気になることなどお気軽にご相談ください。

一般財団法人 佐賀県社会保険協会

〒840-0816 佐賀市駅南本町6-4 佐賀中央第一生命ビル9階

TEL 0952-26-3171 FAX 0952-26-3377

講師派遣申込書

平成 年 月 日

一般財団法人 佐賀県社会保険協会 御中

会員番号								◀おわかりになる範囲で結構です。	
事業所〒									
所在地									
事業所名									
電話番号									
担当者名									
実施希望日時	平成	年	月	日()	時	分	～	時	分
参加人数	男子	名	女子	名	合計	名	平均年齢		歳
実施場所									
希望講義 (どちらか選択)	1 年金相談・セミナー				2 保健師による健康相談				
希望テーマ・内容									

※申込書にご記入いただきました情報は、この事業以外の目的には使用いたしません。

※実施場所につきましては、詳しい地図などございましたら申込書に添付してください。

平成26年11月 年金相談窓口開設カレンダー

日	月	火	水	木	金	土
						1
2	3	4 鹿島市民会館(予約) 年金事務所 延長相談 19時まで	5 多久市役所 (予約)	6	7 伊万里市役所 (予約)	8 年金事務所 休日相談日 (予約)
9	10 延長相談 19時まで	11 基山町役場 (予約)	12 有田町役場 東庁舎 (予約)	13	14 伊万里市役所 (予約)	15
16	17 延長相談 19時まで	18 鹿島市民会館 (予約)	19 多久市役所 (予約)	20	21 伊万里市役所 (予約)	22
23/30	24	25 基山町役場(予約) 年金事務所 延長相談 19時まで	26 有田町役場 本庁舎 (予約)	27	28 伊万里市役所 (予約)	29

年金相談の
時間延長

週初めの開所日
17:15～19:00

年金事務所
休日相談日

県内年金事務所の休日相談日
受付時間 9:30～16:00

出張相談 予約制		
出張相談所	相談時間	予約申込先
多久市役所	10:00～15:00	佐賀年金事務所 0952-31-4191
基山町役場	10:00～16:00	
伊万里市役所	9:30～15:30	唐津年金事務所 0955-72-5161
鹿島市民会館	10:00～15:00	鹿島市役所 市民課年金係 0954-63-2117
有田町役場 東庁舎 有田町役場 本庁舎	10:00～15:00	有田町役場 住民環境課国民年金係 0955-46-2114

※いずれの日も12:00～13:00の時間帯は除きます。
※年金事務所では予約による年金相談を受けております。
※希望される日の前日までに申し込んでください。

予約申込先

- 佐賀年金事務所…………… ☎0952-31-4191
- 唐津年金事務所…………… ☎0955-72-5161
- 武雄年金事務所…………… ☎0954-23-0121

第2土曜日の休日相談については予約制です。

街角の年金相談センター鳥栖(オフィス)でも平日の相談を行っています。受付時間は8:30～17:15です。相談は予約制です。相談のご予約は専用ダイヤル0942-50-8151で受け付けております。こちらもご利用下さい。

「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」が発行されます

年末調整・確定申告まで大切に保管を

国民年金保険料は、所得税及び住民税の申告において全額が社会保険料控除の対象となります。その年の1月1日から12月31日までに納付した保険料が対象です。

この社会保険料控除を受けるためには、支払ったことを証明する書類の添付が義務付けられています。

このため、平成26年1月1日から9月30日までの間に国民年金保険料を納付された方については、「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」が本年11月上旬に日本年金機構本部から送付されますので、年末調整や確定申告の際には必ずこの証明書(または領収書)を添付してください。

また、10月1日から12月31日までの間に今年のはじめて国民年金保険料を納付された方については、来年の2月上旬に送付されます。

なお、ご家族の国民年金保険料を納付された場合も、ご本人の社会保険料控除に加えることができますので、ご家族あてに送付された控除証明書を添付のうえ申告してください。



お問い合わせ先

- 佐賀年金事務所国民年金課 TEL 0952-31-4194
- 唐津年金事務所国民年金課 TEL 0955-72-5163
- 武雄年金事務所国民年金課 TEL 0954-23-0123

社会保険料は納付期限内に納付しましょう。

平成26年10月分保険料の

納付期限は平成26年12月1日(月)です。